

令和5年10月25日（水曜日）

◎福岡市

1, 区の概要（令和5年10月現在）

- ・面積：343.4 km²
- ・人口：1,642,571 人
- ・世帯数：871,300 世帯
- ・予算：約 10,410 億円



市章

福岡市は、福岡県の西部に位置し、全国の市では5番目の人口（約165万人）を擁する市となっており、福岡県の県庁所在地であり、政令指定都市である。

1889年に公布された「市制及び町村制」により福岡市は誕生するが、当時の人口規模は、九州では鹿児島市・長崎市に次ぐ3番目の都市であった。その後、中央官庁や会社の福岡市への進出、九州帝国大学の誘致に成功し、次第に九州の中核都市としての機能を担うようになっていった。

1972年に政令指定都市となり、近年では、九州新幹線鹿児島ルートの中線開通、福岡都市高速道路環状線の完成により、市民生活や都市活動を支える基盤整備が行われたほか、アジア太平洋博覧会をはじめ、アジア太平洋子ども会議、福岡アジア美術館の開設などのアジア施策を推進し、アジアの交流拠点としての国際都市づくりに取り組んでいる。

2, 視察先

福岡市こども総合相談センター

3, 視察内容

- ・福岡市児童相談所について
- ・児童相談所と子ども家庭支援拠点について
- ・里親制度について

4, 視察目的

区における、児童相談所と一時保護所の連携強化、里親制度の理解促進、及び児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化のための参考とする。

5、福岡市子ども総合相談センター（えがお館）業務概要

① 概況

子ども総合相談センター（えがお館）では、子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っている。総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努め、里親制度の普及・啓発、新規里親の開拓や、里親に対する支援を実施するなど里親制度を推進し、社会的養育体制の充実を図っている。また、虐待の早期発見・早期対応のために、休日・夜間における子どもの安全確認や弁護士の積極的な活用等、児童虐待防止体制の充実を強化。さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に配置し連携をとりながら、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っている。

② 主な事業

・相談事業

24 時間対応の電話相談の実施／女の子専用電話相談の実施／面接相談や心理診断・ケアなどの実施／療育手帳の交付に伴う判定

《電話相談受理数》

	養護	(虐待)	障がい	非行	育成	教育	その他	計
30 年度	1209	(807)	219	130	6303	4199	1000	13120
元年度	1276	(858)	211	187	6170	3923	1235	13002
2 年度	1132	(807)	245	107	5432	3135	1262	11313
3 年度	1054	(679)	249	94	5251	3408	1247	11303
4 年度	990	(561)	297	135	5764	3576	1029	11791

《面接相談受理件数》

	養護	(虐待)	障がい	非行	育成	教育	その他	計
30 年度	2567	(2002)	3374	128	232	191	3	6490
元年度	3121	(2549)	3429	138	224	177	7	7086
2 年度	3140	(2678)	3004	111	205	149	11	6620
3 年度	3231	(2685)	3812	118	211	166	6	7544
4 年度	3598	(3057)	3537	174	208	172	3	7692

電話相談数は、令和 2 年度以降約 12,000 件で推移、最も多い相談が育成相談、2 番目が教育相談となっている。

面接相談数は、面前 DV による虐待によるものが多い。療育手帳の判定の際に面接を伴うため、「障がい」の数値が高くなっている。

・児童虐待防止対策の取り組み

虐待を受けた子どもの心のケアと虐待をした親の援助／子育て見守り訪問員（民間）派遣事業の実施／虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化（法的対応機能強化事業・医学的専門相談事業）／養育支援訪問事業の実施／一時保護所（まりんルーム）の運営

《一時保護所（まりんルーム）について》

・一時保護の目的：

緊急一時保護、調査一時保護（一時保護の地域分散化）、行動観察、短期入所指導

・入所児童の対象：概ね7歳～17歳

・一時保護期間：1日～約2カ月

・定員：男子5名、女子5名

・開設当初は40名の定員だったが、里親の育成につれて入所児童数が減ってきた。

定員が減ったことで、個別的対応ができるようになり、保護期間も1ヶ月間から15日間程度に短くなった。0～6歳児については、里親またはショートステイで保護している。学齢児の中には、送迎をつける（費用加算あり）ことで通学ができるようになった。親の取り戻しケースはない。なお被措置児童は現在300名ほどであり、年々減ってきている。

・里親制度の推進への取り組み

里親制度の広報啓発／里親養育支援事業の実施／里親研修の実施（フォスタリングチェンジプログラム等）／里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施

・思春期相談への取り組み

思春期相談／思春期集団支援事業（ピースフル）の実施／地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センターワンド）の実施／思春期研修会・思春期保護者交流会、思春期相談関連懇話会等の実施／ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業の実施

・教育相談事業と不登校対策

適応指導教室（はまかぜ学級）の運営／不登校支援のための学校訪問／不登校児童生徒支援のための大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業の実施／スクールカウンセラー等活用事業の実施／スクールソーシャルワーカー活用事業の実施／SNS(LINE)を活用した教育相談事業の実施／NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業

③ 所在地及び建物概要

・所在地 〒810-0065 福岡市中央区地行浜 2 丁目 1 番 28 号

・建物概要

延床面積 12,373.92 m²

建築面積 2,097.31 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

階数：地下 1 階地上 7 階

・設置 平成 15 年 5 月 5 日

・施設案内

階数	施設名称	主な機能
7 F	視聴覚室・研修室	所内での会議や研修の際に利用します。
6 F	教育委員会相談部門	教育委員会相談部門（教育相談課）の執務室があります。
	面接室・各種療法室 診察室	心理診断や心理療法、医師による医学診断を行っています。
5 F	児童相談所、相談室 屋内運動場 少年サポートセンター	総合受付、児童相談所の執務室及び相談室、一時保護所の屋内運動場、福岡県警の少年サポートセンターがあります。
4 F	はまかぜ学級	小学校、中学校の不登校児童を対象とした活動支援の場としての適応指導教室があります。
3 F	児童心理治療施設	社会生活への適応が困難となった子どもに対して、心理に関する治療や生活指導等を行う施設があります。
2 F	児童心理治療施設	3階の児童心理治療施設の通所部門があります。
	まりんルーム	まりんルームは児童相談所の一時保護所です。子どもを一時的に保護し、ケアや生活指導、行動観察を行います。
1 F	南当仁小学校学習室 当仁中学校学習室	3階の児童心理治療施設に入所する子どもが通う情緒の特別支援学級です。
B 1 F	駐車場	相談者専用駐車場数 3 2 台

・相談にかかわる職員体制（6 課で成り立っており、約 200 名体制で運営）

こども相談企画課・・・所内の人材育成、研修実施、窓口を一元化した総合相談

こども支援第 1 課・・・福岡市内 3 区 + 家庭移行支援係 + 里親係

こども支援第 2 課・・・福岡市内 4 区 + 一時保護所 + 思春期相談員

こども緊急支援課・・・虐待の緊急対応

連携支援課長・・・弁護士の有資格者（平成 23 年から配置）

教育相談係・・・教育委員会の所管

・相談支援体制の一体的な強化（3つの組織で連携を強化している）

○子ども家庭総合支援拠点（各区役所）

軽度な虐待ケースの在宅支援／在宅支援サービスの提供／アウトリーチ（訪問）支援／通所支援

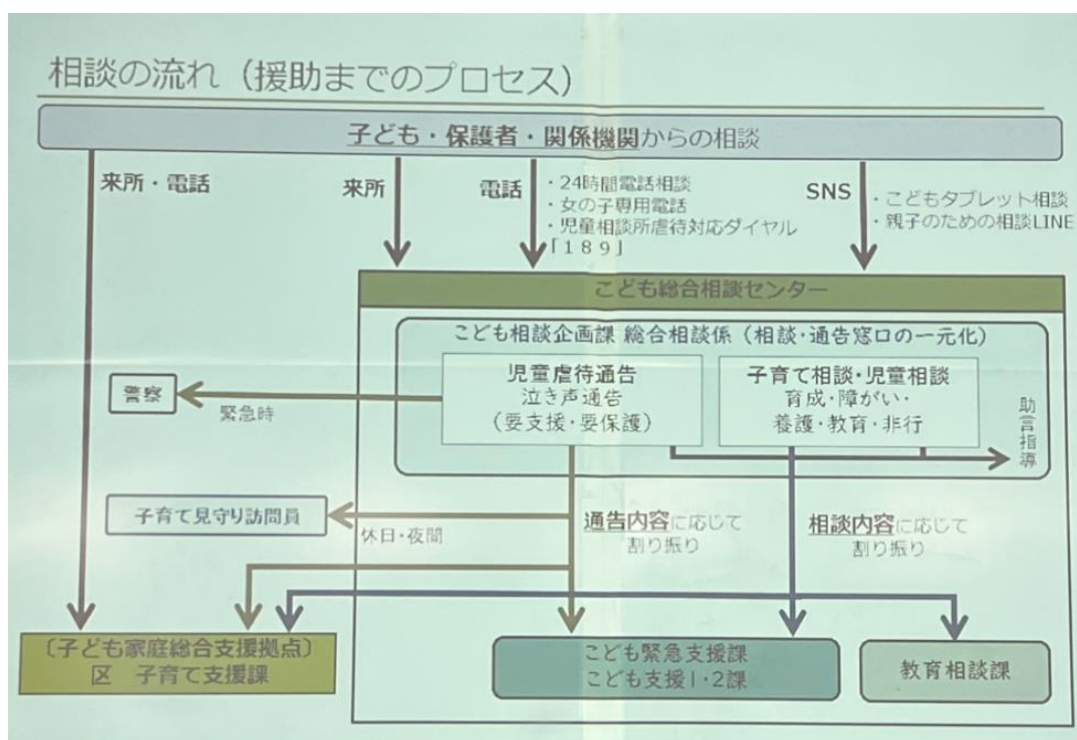
○こども総合相談センター（児童相談所）：

重篤な虐待ケースの緊急対応／一時保護・措置（里親・施設等）／里親養育支援／家庭復帰支援／通所支援（非行・育成・障がい）

○子ども家庭支援センター（民間）市内3カ所

休日・夜間相談／通所支援・カウンセリング／児童相談所・区役所からの受託指導

・相談の流れ（援助までのプロセス）※令和3年から相談通告窓口の一元化



・相談の流れ（援助方針決定にかかる原則）

○施設

児童養護施設（1施設）／乳児院（2施設）

↓

○小規模型施設（良好な家庭的環境）

地域小規模児童養護施設（6カ所）／敷地内小規模児童養護施設（2施設）

↓

○養子縁組・小規模居住型・里親（家庭と同様の養育環境）

ファミリーホーム（14カ所）／里親（282世帯）

↓

○実親による養育（家庭）

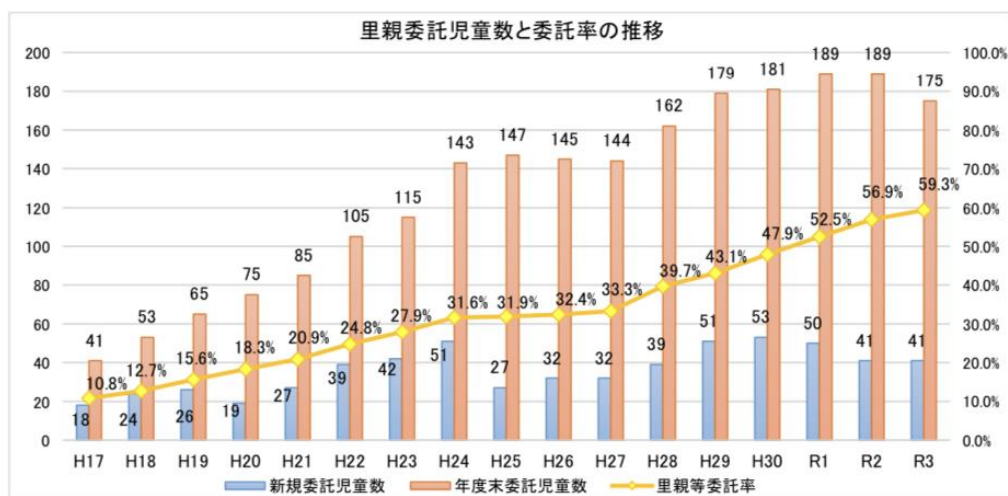
6. 里親制度推進事業

① 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要。特に虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたためた愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充と、里親家庭に対する支援が求められている。なお福岡市は里親委託率が2021年度末で59.3%と、全国トップである。乳幼児については87.5%となっている。

■里親登録・人員及び委託児童人員（年度末日時点） ※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

	里親登録数（世帯数）					委託里親数					委託児童数							
	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
元年度	181	14(14)	97(34)	11	13(13)	255	71	0	7	10	13	101	95	0	7	16	71	189
2年度	193	12(12)	85(24)	10	15(15)	264	62	0	15	9	15	101	82	0	15	14	78	189
3年度	199	12(12)	82(24)	6	15(15)	263	64	0	5	6	15	90	87	0	5	11	72	175



② 里親制度の広報啓発

出前講座の実施（校区社会福祉協議会や学生等に対して、里親制度に関する出前講座を開催している。）

③ 里親研修

登録済みの里親向けの研修として、「フォスタリングチェンジプログラム（社会的養護下の子どもの理解や養育に関する具体的なスキルを学ぶためのプログラム）」を毎年度実施。グループワーク形式で、参加した里親同志での学びの場ともなり、養育のスキルアップに有効。

④ 里親養育支援事業

里親制度の普及啓発推進と里親・委託児童への支援充実を図るため、NPO 法人に業務を委託し、共働で事業を実施。NPO 等の地域浸透力を活かし、里親制度の普及啓発の推進を図っている。なお、「里親カフェ」（委託事業）は、事前に赤ちゃんの写真などを使用した告知チラシを会場近辺に配布して、身近な場所で気軽な参加ができるように工夫している。まずはショートステイ（赤ちゃんなら2、3日）で慣れてもらうなど、里親育成を併走型で無理なく進めており、里親になった後もレスパイトケアを回数制限なく受けられるなど手厚くフォローしている。

- ・市民フォーラムの開催（年2回）
（実際の里親の生活を紹介することにより、閉鎖的なイメージを払拭）
- ・里親カレッジ（里親登録前の研修）
- ・里親カフェ（里親同士が情報交換する場）
- ・里親、委託児童の支援体制づくり（伴走型支援）
- ・里親委託等推進委員会設置（年6回）

⑤ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

保護者の病気や経済問題など様々な事情により自宅で生活することができなくなった児童、特に乳幼児の一時保護及び一定期間の養育が可能な養育里親の新規開拓、研修、アセスメント、委託時のマッチング、委託後の養育支援など包括的な里親支援を実践している。里親業務の実績がある NPO 法人に業務を委託し、こども総合相談センターと連携しながら登録里親を増やす取り組みを行っている。

7、所感

今回の視察では、事前に改正児童福祉法のポイントや厚生労働省がまとめた実践事例の資料、視察先の HP 等で予習し、事前に質問を視察先双方に送ったことで、当日は更に理解を深めることができた。

視察先のこども総合相談センターはその名のとおり、子どもや親を対象とした総合的・専門的な相談・支援相談窓口となっている。令和 8 年度開設の杉並区児童相談所の整備を進める中で、子どもを守るために特に重要視するべきは、関係組織が密に連携をとり、切れ目のない対応ができる包括的な支援体制を整えることである。同施設はそのモデルとなる施設であり、総勢 200 名の職員からなる 6 つの課で、それぞれの事案に細かく対応していた。当区においては、近隣区も児童相談所を設置することが予想されることから、職員の人材確保がまずは最大の課題であるが、施設内に常勤弁護士を置くことで職員全体としても法の理解を深め、自信をもって保護者に対応することができる組織作りや、休日・夜間における子どもの安全確認のための民間事業者(子ども家庭支援センター)との連携等、見習うべき点は多かった。

NPO 等の民間団体とともに取り組んできた経緯があり、地域全体で子供を守っていくという意識の浸透に成功している。関係機関・団体とのネットワーク構築と連携を図り、協働することの必要性を感じた。

